

令和7年度第2回加東市子ども・子育て会議次第

令和7年11月4日（火）午後2時～
加東市役所 2階 201会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 加東市乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）について（資料①）

※令和8年4月から実施予定

(2) 加東市小規模保育事業について（資料②）

※令和8年度中に実施予定

4 そ の 他

5 閉 会

加東市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
(令和8年4月実施予定)

加東市では、家庭外での新しい経験や家族以外の他者との関わりを通じ社会性や自己表現力を育むこと、保護者の子育ての孤立感や不安感の軽減に寄与し、専門職と繋がる機会を提供することを目的に、公立園において令和8年4月から実施予定としています。

1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな制度です。

対象児童	0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていない子ども
利用可能時間	月10時間以内
実施場所	市内の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所 等 ※本市の認可が必要となります。
実施方法	①一般型：定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う ②余裕活用型：保育所等の空き定員の枠を活用して受け入れを行う
利用料	子ども1人につき1時間300円程度（事業所が徴収）
利用方法	①保護者が制度利用の申請 ②市が利用認定した保護者へ、総合支援システム利用アカウントを発行 ③利用者がシステムにて事前面談の予約、利用の予約 ④利用開始 ※利用イメージ等は別添「総合支援システムについて」のとおり

2 設備及び運営に関する基準について

設備や運営に関する基準について、国の定めた「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」をもとに、「加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を定めております。

なお、この条例で定めている必要な面積基準などは以下のとおりです。

設備の基準	<p>①一般型乳児等通園支援事業</p> <p>【0～1歳児】乳児室：1.65 m²/人 又は ほふく室：3.3 m²/人</p> <p>【2歳児以上】乳児等通園支援室 又は 遊戯室：1.98 m²/人</p> <p>②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。</p>
職員の基準	<p>【0歳児】3：1 【1、2歳児】6：1</p> <p>①一般型乳児等通園支援事業は、保育所等の利用定員以外に定員を定める。</p> <ul style="list-style-type: none">・乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置し、そのうち保育士を1／2以上・保育士以外の保育従事者は、研修(子育て支援員研修又は家庭的保育者基礎研修と同等の研修)を修了した者 <p>②余裕活用型乳児等通園支援事業は、各施設の基準を遵守する。</p>

3 認可手続きに係る意見聴取について

児童福祉法第34条の15第4項により、事業者を認可しようとするときは、あらかじめ、審議会、児童の保護者や児童福祉に係る当事者の意見を聞かなければならないとされています。

令和8年度実施に向け、認可保育所及び認定こども園を運営している社会福祉法人に對して意向調査等を実施しておりますので、今後、認可手続きが必要になった場合は、当会議にてご意見をいただきたい（令和8年2月頃）と考えています。

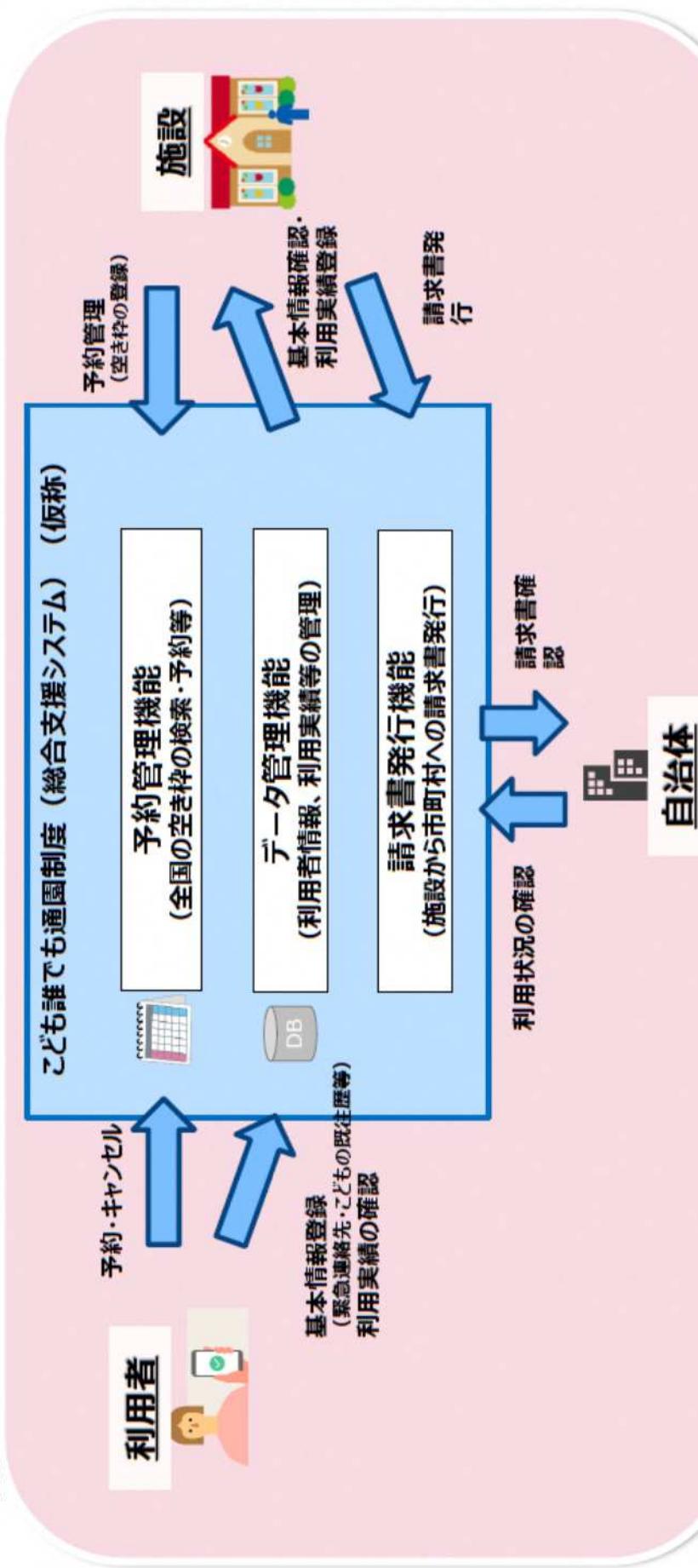
4 スケジュールについて

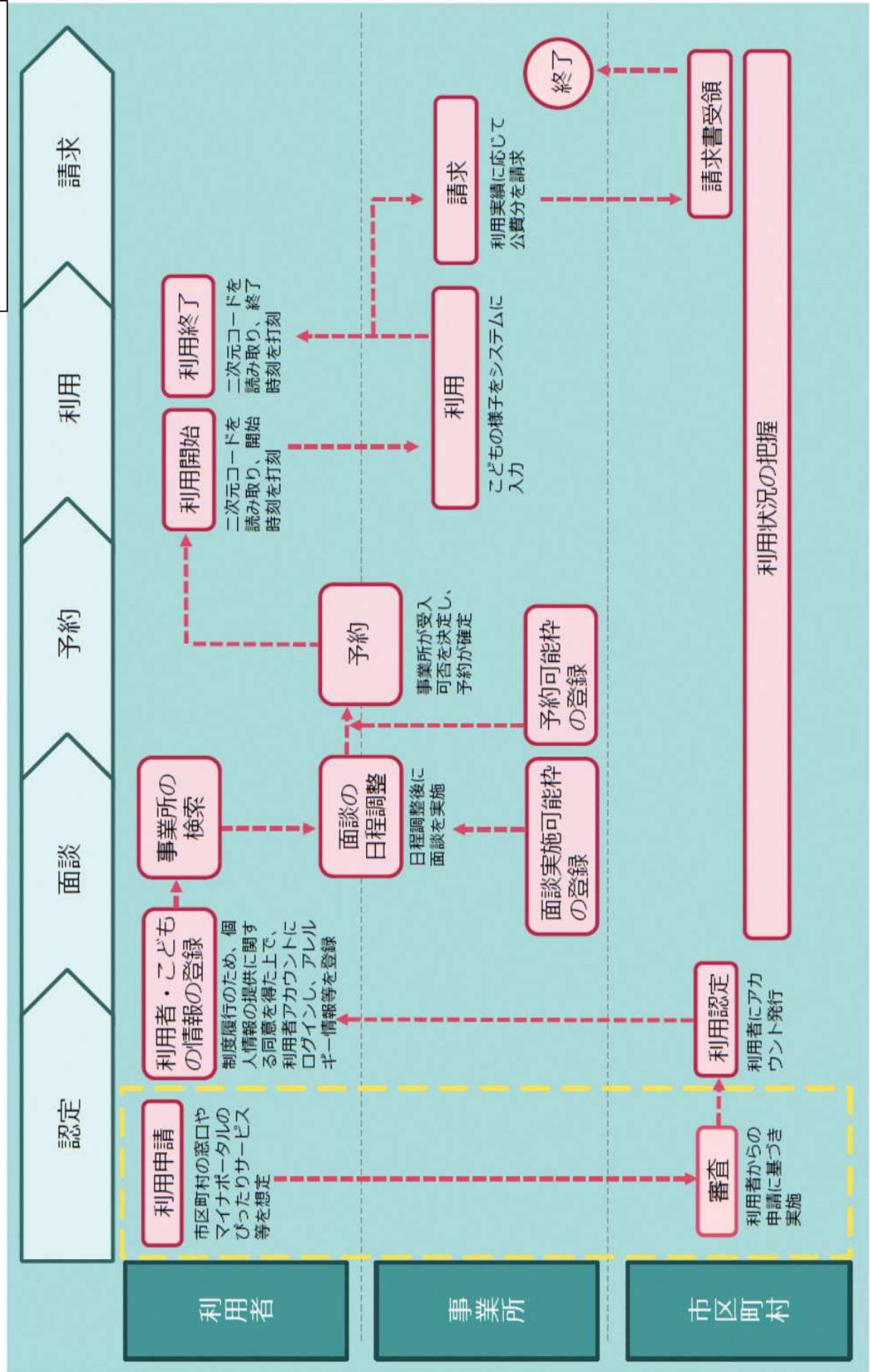
令和7年 9月	「加東市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の制定
10月～	運営事業者の選定及び事業の認可に係る事務（～令和8年3月）
令和8年 1月～	事業の周知
令和8年 2月～	利用認定に係る事務
令和8年 4月	本格実施

総合支援システムについて（利用方法）

乳児等通園支援事業の運用にあたり、こども家庭庁が基盤整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できる「総合支援システム」が導入されています。利用イメージ、利用スキームは次のとおりです。

【イメージ図】





加東市小規模保育事業について（令和8年度実施予定）

1 小規模保育事業の実施について

(1) 目的

待機児童の解消や保留児童の大幅な減少などの本市における喫緊の課題に対応するため、保留児童の多い0～2歳児を対象とした、定員19人の比較的小規模な事業である小規模保育事業を新たに実施し、規模の特性を生かしたきめ細かな保育を提供する。

なお、実施については、保育士の配置基準が認可保育所に近い「小規模保育事業A型」を民間事業者が設置・運営する。

(2) 実施時期

現在、小規模保育事業A型を設置・運営する民間事業者を募集しており、12月までに事業者を決定する。令和8年度中に民間事業者による小規模保育事業所を開所する。

(3) 事業の概要

事業者募集の概要は以下のとおり。

施設数	2施設	
対象児童	0歳児から2歳児	
定員	原則19人／施設	
施設	事業者が所有又は賃借する物件	
保育時間	11時間／日（午前7時30分～午後6時30分）	
延長保育時間	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時～午前7時30分 ・午後6時30分～午後7時 	
設備及び面積	保育室等	3.3m ² ／人（0歳児・1歳児） 1.98m ² ／人（2歳児）
	屋外遊戯場	3.3m ² ／人 (付近にある屋外遊戯場に代わる場所も可)
	調理設備・便所	設備を設けること（面積の指定はなし）

(4) 小規模保育事業の類型、メリット・デメリット

小規模保育事業は、地域の保育ニーズにきめ細かく対応するために、平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、市町村の認可事業（地域型保育事業）の一つとして新設された事業で、「A型」（認可保育所の分園に近い類型）、「B型」（中間型）、「C型」（家庭的保育に近い類型）の3類型の認可基準を設定しており、それぞれの基準は以下のとおり。

ア 小規模保育事業の類型

事業類型	職員		利用定員	保育室等	給食
	職員数	資格			
小規模保育事業	A型	保育所の配置基準+1名	保育士	6人以上19人以下	①0歳・1歳児： 3.3 m ² /人 ②2歳児： 1.98 m ² /人
	B型	保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士 (保育士以外には研修実施)	6人以上19人以下	①0歳・1歳児： 3.3 m ² /人 ②2歳児： 1.98 m ² /人
	C型	0~2歳児 3:1 (補助を置く場合、5:2)	家庭的保育者 ※1	6人以上10人以下	0~2歳児： 3.3 m ² /人

※1 市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者

〈参考〉

事業類型	職員		利用定員	保育室等	給食
	職員数	資格			
認可保育所	①0歳児 3:1 ②1・2歳児 6:1	保育士	20人以上	①0・1歳児 ・乳児室 1.65 m ² /人 ・ほふく室 3.3 m ² /人 ②2歳児以上 ・保育室等 1.98 m ² /人	・自園調理 (公立は外部搬入可) ・調理設備 ・調理員

イ 保育所と比較した小規模保育事業のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">・0～2歳児の受け皿の拡充・家庭に近い環境での保育が可能・少人数保育であるため、一人ひとりの子どもに目が届きやすい環境にあり、きめ細やかで質の高い保育の提供が可能（保育所の配置基準+1名）	<ul style="list-style-type: none">・園庭が狭い・0～2歳児を対象としているため、その後の（3歳児以降）の転園先を探す必要がある。

2 スケジュールについて

内容	実施時期
「加東市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱」の制定	令和7年7月
募集要項等の公表	令和7年9月16日公表
プレゼンテーション審査の実施	令和7年11月（予定）
実施事業者決定	令和7年12月（予定）
開所準備（施設改修等）	令和7年12月～令和8年3月（予定）
認可手続	令和7年12月～小規模保育事業所の開所まで（予定）
小規模保育事業所の開所	令和8年度中